

**令和5年第4回七戸町議会定例会
会議録（第4号）**

令和5年12月7日（木） 午前 9時59分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 25号 専決処分事項の報告について
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 2 報告第 26号 専決処分事項の報告について
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 3 議案第 97号 七戸町総合アリーナ条例の制定について
- 日程第 4 議案第 98号 七戸町荒熊内駐車場設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 99号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 100号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 101号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 102号 単純な労務に雇用される一般職に属する七戸町職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 103号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 104号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 11 議案第 105号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 106号 七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 13 議案第 107号 工事請負変更契約の締結について
(昭和橋橋梁補修工事)
- 日程第 14 議案第 108号 工事請負変更契約の締結について
(旧七戸老人福祉センター解体工事)
- 日程第 15 議案第 109号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (建築工事))

- 日程第16 議案第110号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(天間西児童センター)
- 日程第17 議案第89号 令和5年度七戸町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第18 議案第90号 令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第91号 令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第92号 令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第93号 令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第94号 令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第95号 令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第96号 令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第25 委員会報告書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 日程第26 閉会中の継続調査申出書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 日程第27 議会改革特別委員会報告
- 追加日程第1 議案第111号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ外構整備工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	疍清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
		支所長	
総務課長	仁和圭昭君		相馬和徳君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
保健福祉課長	井上健君	介護高齢課長	三上義也君
		会計管理者	
こどもみらい課長	佐々木和博君		高田美由紀君
		(兼会計課長)	
商工観光課長	鳥谷部慎一郎君	農林課長	原子保幸君
建設課長	鳥谷部勉君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局次長 中村大樹君

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和5年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、12月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第25号

○議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第25号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番。

○13番（三上正二君） この項目にはないのですけれども、関連でよろしいでしょうか。

というのは、実際うちの部落にあるのですけれども、空き家になったうちを、中国人なのですけれども、買っているのです。そうしたら、確か昨日おとといから、また隣のうちもそういうふうにして空き家を買って足してやっています。

確かそのうちの前には農地があるのですけれども、先ほど農業委員会で聞いたら、農地が非農地化というのかな、現地を見て農地ではないとなれば、非農地として農地から外しますから、それはしようがないと言われたのです。何を危惧するかというと、例えば、今、七戸町全体の農地面積が6,000町歩強あります。これから国の転作奨励金も下がり、ましてや5年に1回水を張らなきゃならないとなれば、どんどん非農地化してくるのです。それがどんどんされると、今度外国人にどんどん買われてもしようがないことになるのです。これ何らかの形で農業委員会そのものではできるかできないかは別としても、町の条例とか何かの形で阻止できないものではないかと思って、これ誰かが答弁してください。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） おはようございます、お答えします。

先ほど三上議員にも説明していたのですけれども、農業委員会では、毎年夏から秋にかけて農業委員、農地利用最適化推進員の皆さんに町内の農地を見回ってもらいます。農地パトロールといいますけれども、その結果、もう農地として使えないようなところ、今、木が生えているとか原野の状態の場合は、所有者に対して非農地通知というのを出します。これはもうそこは農地としては取り扱わないという意味合いを持っていて、その通知を基に所有者が登記地目を変更するという流れになっております。ですの

で、非農地と判断されたところについては、農業委員会としてはその後は関わらない状態になります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 確かにそのとおりなのです。だから先ほども言ったように、非農地となれば何年でそういうふうにこの状況にするか分からないけれども、農地であれば買えないのです、当然ですけれども。ところが、非農地になれば買えるのです。ということは、先ほども言ったとおり、今、あなた方の立場でそういうことは、これは理解しているつもりなのです。でも、将来6,000町歩あるのは、これから農林課でも農地の計画をそういう形でやったり、それは5年も10年もかかります。となってくると、受けるのは認定農業者というのは10年もかかればせいぜいやれて50代以降の人は10年あれば60になるから、これ大規模の経営はできなくなるから当然借り手の側にはなれない。とすれば何人あるか分からないけれども、恐らく五、六十人しかない。では6,000町歩の土地を五、六十人で借りられますか、無理でしょう。となれば、当然として農地が荒れる。荒れたからといって農地から外せば誰でも買える。外国人にも買い占められるのだよ。でも、農業委員会は農地の番人と言われるくらいだから、その辺のところを何とか、あなた方の今の現状ではできないと思うのです。だから、そういう意味で先ほどの町長と話したのだけれども、何かこれ条例でやらないと。これ、町独自で条例でやれるのかどうか、これは分かりませんが、でもその方向で検討しないと、本当に農地がもう、日本人同士で売り買いしているのより外国人が来て買うのだよ。資金が中国政府から出るのかどうか分からないよ。これ農業委員会で、町長、条例となればどうなのだろうか、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 明確には答弁はできませんけれども、いくら地目が農地であってもいわゆる今、非農地で農業委員会が認定すれば、それも農地ではなくなるということですが、これこのままにしておくと、かけがえのないふるさとの農地が油断も隙もない、もう買い占めされるということですので、何らかのやっぱり対応、措置を取らないと駄目だというふうに思っています、調査をして、例えば、一時的に保全をするような対策をとるとか、これは簡単ですけれども、これでも実はお金はかかるわけです。しからば、いわゆる水源を中国人が買い占めているというのもよく聞くのですけれども、単純な農地もやっぱりそういう動きがあるみたいですから、果たして条例等が、可能だと思えるのですけれども、これは法的に調べて、そして何らかの対抗措置を取らないと、もう知らないうちに中国人に買い占めされるということになりますので、これはいろいろ調査をしてしかるべき対応というのをとっていきたいというふうに思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員、よろしいですか。

○13番（三上正二君） はい。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の件に関して、実は私も以前農業委員をやって、いわゆる農地パトロールを実際やって、そのとき、これは明らかにもう農地として使えないと、そういう形で報告、結果を出した経緯があります。

そこで、そのときの記憶をたどれば、例えば世代前から、農業委員会が知らない段階で杉の木を植えているとか、結果的に30年、40年たって現状を調べてみたら、そこは農地であったと。それで今の知り合いに代わって、それをどうのこうのと言ったって、もう30年も40年もなったら杉の木がこんなになっているから、これはもう仕方がないだろうと。

もう一方は、いわゆる耕作をしないで10年なり15年すると、柳とかハンノキとかそういうのがあって、簡単に抜根しても農地には戻れないと。それで調査した農業委員の各位で、これはもう不可能だろうというような形で、そういう結果を出します。

一方では、農業委員会から通知が行った場合、逆に農業委員会がこれはもう農地ではありませんよ、認めますから地目変更等の対応をしてくださいとなるのですが、その前に、例えば、健全な耕作をしている方が、隣接する農地が管理されていないと、そうすると、蛇が出たりあるいは虫が湧いたり、自分が耕作している農地に何らかの影響が起こるという場合は、多分苦情等が農業委員会に行くと思うのです。まず、その辺は我々現場ではそういう情報は知らないわけですが、実際は、農業委員会に直接そういう苦情が来て、どうするのかという中は、多分事務局の段階であるいは農業委員長の段階で、ではこれは何とかしてほしいという連絡はするかもしれませんが、その辺の実態はどうか、まず、前段として。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

苦情といいますか、そういったのが来た場合には、こちらから所有者にこういう苦情が来ていますので、何とか対処してほしいということでお願いしたりして、対処してもらおうということぐらいしか農業委員会ではできない状態です。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 少なくとも時間稼ぎするわけではないのですけれども、そういうのを全部含めて、これからまずそういう指導を行って、それでも駄目な場合はどなたかに貸してもらおうとか借りてもらおうとか、そういう形をとったり、それから、明らかに世代前からそういうのがあった場合は、木を伐採するとかしない限りはもう多額な費用がかかるわけです、農地に戻すには。それらも含めて、これからどうあるべきか、本来使われていない農地をどういうふうに回復するべきか。それから、無造作に取得させるとか、その状態を何かの形で阻止するというか、そして健全な形に極力農地に戻すのだと、そして使用してもらおうのだと、そういう形を改めて当町にとっても、あるいは農業

委員会にとっても、そういう形で少し時間をおいて調査して、やむを得ない場合はもう条例等をつくるのが可能か、あるいは実施するのが可能かどうかは分かりませんが、その辺も含めて改めて重大な問題として捉えて、これを検討していただきたいなど、このように思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 答弁を求めますか。

○8番（工藤 章君） いや、これは結構です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今の話にも全て関連するのでしょうかけれども、8番議員が言ったみたいな形のいろいろな問題が出ている。農業委員会から先般聞いた、農家から苦情はいっぱいきている。これは貸借の関係でも一緒なのです。でも、そのときはただ指導お願いしますと、でも、これから農地を守るという形でいえば、多分国が悪いという言い方はおかしいのですけれども、国がこういうふうに変われれば、現場の農家の人たちも行政でも対応がなかなか難しいと思うのです。それでも実際あるものは、例えば借りている人が、粗末な管理の仕方をして、隣の人に迷惑かけたと、そういう苦情が来たと、そういうのもあると思うのです。だけれども、それってそのものはちゃんと適切な管理してくださいと、これしか言えないと思うのです。そういうことでしょうか。だから、それを何らか、もしくは強制力を持ったというのは、それでも迷惑をかけている、例えば私だったら、借りています、田んぼのくろでも何でも管理が不行き届きだと、当然言われました。はい、努力しますと、でも、それだけで終わりでしょう、簡単にいえば。拘束力も何もない。それでもまたそこはそれで終わって、はい、次のときに、次の場所をまた借りたいですって、これはその前の人、あなたがこういう状態で私がそういう状態で管理不行き届きだから、あなたには貸しません。これも拒否できないでしょう。だからその辺なのだよ。これから六千何百町歩あるのを、借り貸しとかそういうのは整理統合されると思うのです。そうでないと、借りる人も貸す人も大変な目に遭うから。だけれども、そこに基準値をつくって拘束力を持たないと、全てのものはみなそういうふうになるのです。

昨日おとといからの一般質問で、8番議員が言った外来種のそれもそうだし、このままで拘束する方法はありませんと、なんでそれから先に踏み込んで、農業委員会で検討してその対策をこの前の会の会長の答弁は、このままでしかどうもなりませんという答弁だったから、そうではなくて、農業委員会に持ち帰って、それを何らかの形で、あなた方農地の番人なのですよ。誰ができるのですか。これは町長部局とは関係ないわけではないですけれども、教育委員会と農業委員会は別の組織ですから。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 今、農地の話が出ておりますが、事務局長も言ったとおり、我々は年に1回農地パトロールというのをやっております。その中で、まず農

地にも一等、二等、三等とあるわけです。一等農地については、一応農地パトロールで現状に戻しなさいという通知を出して、現状こうだからということで、実際、では認めましょうということはありません。あくまでもちゃんと農地に戻してくださいという通知は出してやらせております。ただし、三等農地、例えば、宅地のそばとかあと林の陰で農地に敵さない場所、そういうのについて山林化しているものについては、一度通知を出して、これを農地に戻しますか、戻しませんかって、もう農地として使いませんということであれば、農地から外します。

それはまず農地に適さないものは、農地からどんどん外しなさいよと、その代わり一等農地はちゃんと新農地と残しなさいということはありませんので、一応そういう形で、あくまでも農振地域に入っているとか一等農地については、隣近所からも迷惑とか来ますので、農地に戻してくださいという通知は出して、3年やらなくても、では3年たったから農地から消しますという、そういうことはしてありませんので、農地として残す努力はしているということですので、よろしくお願いします。

○13番(三上正二君) 質問したのに。

○議長(附田俊仁君) ごめんなさい、もう1回ちょっとでは質問をお願いします。

13番議員。

○13番(三上正二君) 半分は答えでいるし、だけれども、その前に一般質問あったので、あなたがそれこそ対策は今までどおりで対策はできませんという答弁をしたのです。だから、それを本来ならば大変な問題になるから、今は何もできないよ、だけれども、できないけれども農業委員会の中で検討しますという言葉がないのですかという質問をしたのです。それに対して答えていないから。

それと併せて、では会長、農業委員会でこれは山の陰だったからこれはできません、駄目ですねと、これは分かるのです。だったらそれを認めたら、ああ、また山の木がぼうぼうになりました、やぶになりました、ではその隣の農地もそうなります。いっぱい出てくるのです、これ。虫食いの形で今ありますから、その形で1カ所、ここが悪くなりました、では、次はそれこそ陰になりました、次も悪くなりました、そうになりました。どんどん広がっていくのだよ。

○議長(附田俊仁君) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(天間俊一君) お答えします。

一般質問で出した答えは、農地としての農地の管理の仕方なわけです。つまり、借りた人が農地をちゃんと排水とか用水やっていますかとか、それを今の問題はこれを農地として維持しますかしませんかの話なわけです。そう解釈しています。違うでしょうか。

○議長(附田俊仁君) 町長、答弁。

○町長(小又 勉君) 特にこれから5年に1回の水張り、ほぼ不可能に近い農地がかなりあります。そうすると転作の補助金は受けられないと。補助金がないと、では単独

でペイするような作物は果たしてあるのかと、なかなかないのです。その辺はやっぱり耕作放棄地になる可能性があります。そうすると、何年かたつと非農地というか、いわゆるハンノキや柳が生えたりということで、農地として使えなくなると。それを農業委員会では、これは農地ではないという認定をされると、もう非農地になってしまいます。

そこらあたり、そう簡単にやらないように何らかの対応をとらなければならないというふうに考えています。単純に、もうそれなら駄目だと、そうなってくれば、中国の思うつぼということで、どんどん買い占めされるということになりますから、これはもう少し法的な関係も調べてみたいと、それで、何らかの歯止めというか、これを食い止める対応というのはないものかどうかということで、もう少し調査をさせていただきたいというふうに思います。今、ここではっきりこうだというのは申し上げることはできませんので、その辺はあしからず、よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 今と同じ内容ですか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 前に農業委員をやっていて、知らないで申し訳ないのですが。

一等農地、二等農地、三等農地とそういう住み分けがあったのかと、仮にそれを一等、二等、三等決めるのにどこが決めるのか。例えば、委員長の今の答弁の中で、住宅地に近いところは何等になるとか、そういうふうになると、住宅に近い農地っていっぱいあります。耕作しているところもあるし、していないところもある。それをそういうふうな形で農業委員会が判断することになれば、今度は住宅地に近ければ、宅地並み課税なんて結構されているところいっぱいあるよ、農地であっても。税務課はどうなるのよと、こうなるわけだよね。いや、実際そうなのだ。ここは農業委員やっていて、一等農地住み分けの勉強した記憶はないな。その辺もう少し詳しく教えてください。誰が基準を決めて、誰がそれを判断するのか、その辺もう少し詳しく。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会事務局長、1種2種3種の農地について説明。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

今、ちょっと手元に詳しい資料がないので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） あとで答弁ということなので、先に進めます。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第25号は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第26号

○議長(附田俊仁君) 日程第2 報告第26号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は項別明細書により行います。歳入歳出全般にわたり発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) 7ページ、いちばん上の七戸町総合アリーナ新築工事費961万円で、下の同じく外構整備等工事費からマイナス961万円。これはどういうことなのでしょうか。

○議長(附田俊仁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中健一君) お答えいたします。

この(仮称)七戸町総合アリーナ建築工事費の増額につきましては、この後単行案として変更契約の案件が出てまいります。結果的に、建築工事において若干増額が生じるというものでございます。その増額分を賄うため、外構工事費の予算残の分からその分を回しまして、総額で3年間で設定している継続費というものがあるのですけれども、その継続費を超えない範囲内で実施したいということで、この増減が生じてございます。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) 2番議員。

○2番(中野正章君) それについては、まず理解できました。

同じくアリーナについてですけれども、今、実際に形ができて非常に大きいなど。雪も降って、やはり町民からあの体育館のドームの雪がみんな入り口の屋根に乗ってきて、あれは本当に大丈夫なのかという声はありました。これは前に控え室で四、五年前に説明を受けた中で議員からもその点の指摘はあったけれども、やはり深い追及はなかったかなという気はしています。形ができて、そういう町民の不安も実際にある、このことについてどう考えているのか教えてください。

○議長(附田俊仁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中健一君) お答えいたします。

アリーナの屋根雪対策につきましては、以前より議員おっしゃるとおり、議員の皆様から御心配をいただきまして説明会を開催したところでございました。

建築基準法により七戸町は多雪地帯とされまして、積雪量160センチで構造計算等
をすることになってございます。それに基づきまして、その基準を満たし建築確認申請
で許可をいただいておりますので、雪の重さには当然耐えられるものと考えておりま
す。

ただ、そうは言いましても、実際の雪の降り方によって様々な問題が生じるかと思
います。幸いと言えばちょっと恐縮ですけれども、アリーナのオープンは来年4月です
ので、今年1回冬を経験しますので、実際の雪の積もり方、落ち方を見ながら、様々
な安全管理を検討してまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第26号は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第97号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第97号七戸町総合アリーナ条例の制定につ
いてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第98号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第98号七戸町荒熊内駐車場設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第99号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第99号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） これで文句があるのではないのです。ただ、いつもそうなのですけども、議員とそれから特別職と職員と3つあるのですが、順番がいつもこの順番なのです。なんでですか。これ、逆に職員とかそういうのからやってもいいのではないのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えいたします。

正直申しますと、気にもしていませんでした。これまでの、私も初めてなものですから、いわゆる慣例上の順番ということでやらさせていただきました。御了承いただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。
-

○日程第6 議案第100号

- 議長(附田俊仁君) 日程第6 議案第100号七戸町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。
-

○日程第7 議案第101号

- 議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第101号七戸町職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第102号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 議案第102号単純な労務に雇用される一般職に属する七戸町職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第103号

○議長(附田俊仁君) 日程第9 議案第103号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第104号

○議長(附田俊仁君) 日程第10 議案第104号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) 提案理由にあります町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴いとありますが、この廃止する理由を教えてください。

○議長(附田俊仁君) 税務課長。

○税務課長(西野勝夫君) お答えします。

本年度より固定資産税及び軽自動車税の全国統一QR納付が開始されました。来年度には住民税、国民健康保険税についても適用されます。納税者はスマートフォンによる支払が可能になるなど、納税の利便性が格段に向上しております。

これを契機に、金融機関窓口では、当初発行の納付書での督促手数料等の徴収を行わないということになりました。納期限を過ぎて銀行窓口において当初納付書で納付された納税者は、督促手数料が未納となってしまう、新たに督促手数料のみの納付書を再発行することになり、納税者は再び納税のため金融機関等に行く手間が増えることとなりました。そこで、全国的には督促手数料を廃止する自治体が増えてきており、本県におきましても同様の動きが見られております。

そこで、当町におきましても納税者の公平性の確保、事務の簡素化による徴収率の向上、税の督促手数料を廃止し、併せてその督促手数料についても同様の措置を行うため、御提案するものです。

以上です。

○議長(附田俊仁君) ほかにございますか。

13番議員。

○13番(三上正二君) 督促手数料は取らない、これはいいのです。何回までいいのか。1年過ぎても2年過ぎてもいいのですか。手数料を取らないでしょう。督促は全然

しないということでしょう。督促するの、しないの。してもそれこそ取らないの、それともしないの。

○議長（附田俊仁君） 税務課長。

○税務課長（西野勝夫君） 法令で、督促状は発しなければならないということになっておりますので、督促状につきましては納期限を過ぎれば発送することになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） すみません、言い方が悪かった。何回発送するの。例えば、1回だけ。では、そのとき、それで払わなかったらどうなるわけ。例えばそれが、まさか1回払わないでいつもどれくらいの期間で発行するか分からないけれども、すぐに差押えということもないだろうし。だけれども、その辺はどうなるわけ。なくすることはいいのです、それはそれでいい。だけれども、どれくらいの裁量で、それ物事を変えるというのは、必ず問題点が出てくる。その辺はどうなっているの。

○議長（附田俊仁君） 税務課長。

○税務課長（西野勝夫君） お答えします。

督促状を発送しても納めない方につきましては、納税催告書を今度郵送することになります。その後、それでも納めないということであれば、差し押さえの予告書などを発送して催告を行います。さらに納税されない場合は、その土地、建物、動産等、給与金、その他の債権などについて差し押さえの処分を執行するということになります。

○13番（三上正二君） 期間はどのくらいで。

○税務課長（西野勝夫君） 督促状につきましては20日過ぎに出します。その後の納税催告書ですけれども大体1月程度に、1月をめどに全部出したり。それまで差し押さえとなりますと、いろいろその後対応して、個別の案件に合わせて実施することとなっております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第105号

○議長（附田俊仁君） 日程第11 議案第105号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第106号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 議案第106号七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 要するに、今まで独自のやり方でやっていたのが、企業法になるということだと思えるのですけれども、この差というのは、これを見てもよく分からないのだけれども、簡単に大ざっぱでいいから、どういう形で違ってくるのか教えてもらえば。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

これまで特別会計の中で下水道事業と農業集落排水事業の会計を行ってまいりましたが、今度は水道会計のように企業会計としての処理といたしますか、会計上の処理を行うということになります。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第107号

- 議長(附田俊仁君) 日程第13 議案第107号工事請負変更契約の締結について(昭和橋橋梁補修工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

- 13番(三上正二君) これに限ったことではないのですがけれども、アリーナもみんなそうなのですから、一概に言えないと思うのですが、全部物価が上がったからと、そんなことで変更変更と何回もかかっている。大体一概には言えないでしょうけれども、こういう工事的な形で何回ぐらい変更されているのですか。いろいろなことがあるのだけれども。分かる範囲でいいです。

- 議長(附田俊仁君) 建設課長。

- 建設課長(鳥谷部勉君) お答えいたします。

建設課所管の工事に関しては1回程度変更があり、当初の契約から変更が行われるのは1回程度でございます。

今回の橋梁の変更につきましては、定期点検に基づく修繕工事が必要ということで工事の発注をしておりますけれども、点検した当初で設計しておりましたけれども、現地に足場を施工し、再度点検で指摘されている変更部分について実際にたたいてみたりとか、剥離とかいう状況を確認した結果、さらなる補修が必要ということでの変更となっております。

以上です。

- 議長(附田俊仁君) 生涯学習課長、答弁。

- 生涯学習課長(田中健一君) お答えいたします。

総合アリーナにつきましては、建築工事、電気工事、機械工事と3本に分けられてございます。建築工事におきましては、約2年間の工期になりましたけれども、工期延長による諸経費の増額ということで変更契約1回、この後提案されます内容の変更による変更が1回の合計2回になっております。電気設備工事につきましても、内容変更の変更契約が1回、工期延長による増額の変更契約が1回で合計2回です。機械設備工事につきましては、工期延長による増額の変更契約1回となっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 税務課長、答弁。

○税務課長（西野勝夫君） 建設課長と生涯学習課長、今回私も変更の契約を上げているものですから、ちょっとお答えします。

今、旧老人福祉センター解体工事を上げておりますけれども、これに関しては解体は大体ほぼめどがついてきて、数量をチェックして変更数量が著しく違うのであれば、また変更契約ということで、解体に関しては通常大体1回、1回があっても変更ということになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 長期間になれば当然として自然増で上がっていくのは、これは変更契約分かるのです。ただ、一つ質問したので気になったのは、例えば、あれらの場合でも当初の計画の中で自然増で上がるのはいいのです。でも、計画した数の形の中で変更したというのは、何か設計した段階のところでちゃんとやっていなかったのかなという気がするのだけれども、そういうのは答弁は要りませんけれども、そういうのは気をつけてください。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） こういう変更について一般的なことですけれども、入札して結局価格が一番安いところに落札されて、後でまた増額されるというのは、やはり何か矛盾を感じるといいますか、そこがどういうふうな、やはりある程度の歯止めなり、何か前にあったのはちょっとした資機鉄板何枚かで増額されたりとか、何か腑に落ちない点もあったりするのだけれども、やはり入札との一貫性の中でちょっと矛盾点があるのかなという気もしますが、どうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

入札に参加して落札された業者が決まりますけれども、どこの業者においても、やはり変更をするというところについては同様の変更になります。ただ、入札して価格差が予定価格との落札率といいますか、それが生じますので、変更する場合においてもその落札率において標準設計からこの金額になりますけれども、変更するときにはその落札

率も変更されて減額処理されるということになりますので、どの業者が落札されたにしても、公平性が保たれていると考えております。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

8番。

○8番（工藤 章君） 107号に関してもう一度、先ほどの課長の答弁で、最初の検査で工事の必要があるというわけで、もう1回調べたらさらなる箇所が見つかったと。最初の工事と2回目の検査というか、その辺の違いはどう、これは委託したわけですか、業者の方に。建設課自らやったわけですか。そういう違いはどのようなのですか、これは。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

まずは法令点検で義務づけられている点検を行いました。実際点検しているのは、令和元年度橋梁点検を実施して、補修する箇所がありますよという点検報告がきております。それに基づいて設計を組みまして、修繕が必要なところを実際に修繕しましょうということで設計を組んで、実際に足場を組んでそのところの補修を行うための詳細な現場をチェックしている中に、さらなる修繕が必要な箇所が出てきたために、要はここでいうところの橋脚部分に設置されている支承が経年劣化によって、今、直しておいたほうが良いという箇所が追加で発見されました。あとそのほかにも、床板や橋かくにおいても、さらなるところのコンクリートの剥離等がありますので、その部分を今回の工事で追加で工事したいということで、変更を結びたいということでございます。

最初に工事をしてということではなくて、定期点検からの補修カ所の修繕を当初設計を組んでおりましたけれども、現場に行って足場を組んで、さらなるチェックをして追加で今やったほうが良いよということになったためによる変更でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番。

○8番（工藤 章君） 最初からそれは想定できなかったのですか。要するに、経過年数からいっても、相当数最初の検査だけではなくて、もう少し踏み込んでやろうとか、そういう発想的なあれはできなかったのですか。ちょっと今話を聞けば、もう少し深めてやれば、最初からできるような感じもしないわけではないので。その辺の検査の仕方というか、どうなのですか。もう少し分かりやすく。

俺は普通こういうのは、資材の値上がりとかそういうのを関連するものと思っていたのです。何のことはない、最初から検査不足だったのでは、これは。そう考えても良いのではないのですか、これは。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

法令点検による定期点検は、目視による点検がメインでございまして、実際に中の悪いところに対しての、たたいてみるとか剥離の状況を確認してみるとかというところまで詳細な点検というのは、補修のときに初めて行うということになるので、どうしてもそういうことになっております。

○議長（附田俊仁君） 8番。

○8番（工藤 章君） もう1回。そうすればこの手の最初の工事というのは、2回目に来るもののだとして構えてやらなければならない、こっちは。そういうふうになるけれども、本当にそうなのでしょう。そう理解していればいいのか、そうしたら。

○建設課長（鳥谷部勉君） そうです。

○8番（工藤 章君） 分かった。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 変な言い方なのだけれども、では法令で定期点検する、それはそれでいいのです。では、その段階でなければ見れないのはそれは分かるのです。とすれば、法令で定期点検する、それはそれではっきりしました、それはそれでいいのです。だけれども、その後から何もなければいいのだけれども、あれば工事しなければならない。だったらなんで別にまた入札かけないの。別のものでしょう。法令で定期点検することと、それからここが悪いと点検で分かった、それでまた追加工事ではなくて、それが別の工事、これは点検しましたという行為、これはこれで予算を取りました、やりました。でもこういう問題点がありますよと、だから橋梁をかけてやらなければならないとしたら、別の事案になるでしょう。とすれば、別の工事入札とかそういうふうになるべきではないのですか。だって、どうせ分かるのですよ、それは。定期点検の中では古いものというのはみんなそうなのです。機械でもそうだから。だけれども、それはそれでいいの。これが何ぼかかりましたよと。だけれども、だったらではこれくらいのこれでこうやらなければならない、ここはこうかかるよと、定期点検よりもそっちのほうが金がかかるわけでしょう。だったらそれは別の発注になるのではないの。と私は思うのですけれども。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） 答弁いたします。

私の説明が悪かったと思います。大変申し訳ありません。

令和3年のときに点検は点検として実施しております。その報告に基づいて、令和4年度にこの工事を別な予算で入札行為を行って実施しております。

ただ、繰越予算によって令和5年度で完成に向けて今工事している最中なのですけれども、予算は議員おっしゃるとおり別発注で、点検は点検、工事は工事として発注して

おります。

○議長（附田俊仁君） 13番議員が申し上げたことを答弁側がちゃんと理解していないので、それをもう1回言っているだけの話であって……

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） この補修の追加分を別発注で入札ということになると、実際に変更するよりもさらなる予算がかかるということ、また、同じ工事の中での同様な追加工事ということで、変更という形をとらせていただきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） となれば、さっきの8番議員が言ったみたいに、点検は点検でやりました。でも、これはこれでやったのだけれども、点検したらこういうことまで直したほうがいいよと、それはそれで分かるのです。それは別入札して、ここまで分かった。とすれば、点検してやっているのだから、なんでそのときに分からないのということなのだよ。なんで変更がかかるのと。点検した形の中でやっているのでしょうか。では点検不足か、そういうことになるのだよ。特別な形、何かの事情があったのなら別だけれども、全てこれみんな橋梁は全部古いから、みんなこうなっていくのです。点検は定期点検する、いっぱいあるから。適当にやってこれでいいだろう、だけれどもやっ変更かけて、またこっちも悪いあっちも悪いって、だったらなんのために点検しているの。点検するときはある程度やって、それでこれくらいかかりそうだ、これは理解しているのです。と思うのだけれども。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

13番議員。

○13番（三上正二君） ということは、大体分かる。車の車検のたえが大変良かった。ということは、逆にこれから橋梁とかかなり年数が古いからいっぱいあるわけです。全てのものがそういう形で法令で定めた点検をやった、だったら全部それが追加になるという理解でいいのかな。そういうふうな可能性があるという、そういうふうに理解すればいいのかな。そうしないと、いつもかつも同じことで来るから、ああこれ橋梁とかそういう点検した形では、必ずその後にもまた変更かかるなど思えばいいのかということだ。それならそうだっていえばいいの。

○議長（附田俊仁君） 建設課長、答弁。

○建設課長（鳥谷部勉君） 今後ともそういうさらなる工事のときの工事箇所において、手直しが必要な箇所が出てきた場合には、変更させていただきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。11時15分まで。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

先ほどの8番議員の質疑に対する答弁漏れがありましたので、農業委員会事務局長より答弁漏れをさせます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） 工藤議員の質問にお答えします。

農業委員会が毎年行っている農地パトロールですけれども、そのときには、今現在は遊休農地、農地として利用されていない農地の中でも三つの区分に分けることになっています。一つが緑区分、もう一つが黄色区分、次は我々赤区分というふうに呼んでおります。

緑区分は利用されていないのですけれども、まだトラクター等で耕起すれば利用できるかなという、まだ復元が可能な農地で、黄色区分が同じく利用されていないのですけれども、トラクター等ですぐにはできないけれども、重機等で工事といいますか、やれば何とかできるもので、最後赤農地ですけれども、木がすごい生長していて、もう到底農地には復元できないものという三つの区分に分けております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、よろしいですか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 確かに赤、黄色、緑、そういう記憶があります。私もそれで何

人かで現場を見て、それで判断して印をつけた経緯があります。

ただし、今の13番議員の質問に関して、将来的には不安を抱くとなれば、やはりそういう今まで農地として実際に存続されていたのが放置されて云々となれば、10年なり20年来の木があるわけです。だから単純に世代前の杉の木を植えた形を、明らかに非農地と判断するのはいいのだけれども、少なくとも10年、20年の放置の段階で可能な限り農地に回復できるという判断を、現場でするかしないかの判断だと思うのです。単純に木を植えているから、柳を植えてるから、ああもう駄目だなと、そういう形で判断をすると、将来的に非農地になって、乱脈に使用されるおそれがあるのではないかなと、そういう懸念は抱いておりますので、その辺は現場の農業委員の方々にどう判断するかによって、また若干取組も違ってくるのではないかなという思いはいたします。

以上です。

○議長（附田俊仁君） それでは、議事を進めていきます。

○日程第14 議案第108号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 議案第108号工事請負変更契約の締結について（旧七戸老人福祉センター解体工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

6番議員。

○6番（小坂義貞君） さっきの議案第107号関連でありますけれども、工事金額が変更ということで、多分工事金額が変更になれば、工期が延長とかそういうのついて、工期も延長に変更ですか。お尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

工期に関しては、当初令和5年12月22日が工期でありました。

今回の変更は契約金額の変更で、工期の変更はございません

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第109号

○議長(附田俊仁君) 日程第15 議案第109号工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (建築工事)) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第110号

○議長(附田俊仁君) 日程第16 議案第110号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(天間西児童センター) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第89号

○議長（附田俊仁君） 日程第17 議案第89号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから11ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

12ページ、1款1項1目議会費から19ページ、3款2項3目児童センター管理費まで、発言を許します。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、19ページ、4款1項1目保健衛生総務費から23ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 20ページ、4款1項3目予防費です。コロナウイルスとインフルエンザについてお伺いします。

町での今年度の小中学校においてのコロナウイルス・インフルエンザによつての学級閉鎖・学年閉鎖の状況をお聞きしたいのと、それぞれに予防接種が存在していると思ひますけれども、これの町からの補助の状況をお聞かせいただきたいと思ひます。お願ひします。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

今年度、小中学校での学級閉鎖の状況ですけれども、7月から9月まではコロナウイルスの影響で四つのクラスで学級閉鎖がありました。10月から12月までの直近の3か月では5校5クラスの学級閉鎖がありました。内訳は七小1学年、七中が1学年2クラス、本当の直近では、12月まだ日が浅いですがけれども、12月に入って天間林小学校と七戸小学校でそれぞれ1クラスずつ学級閉鎖がありました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えします。

コロナワクチンとインフルエンザが予防接種としてあるのですが、皆さんもコロナワ

クチンに関しては予診表とかが来て、今年度は無料接種、来年の3月31日までは無料接種としています。

高齢者のインフルエンザにつきましては、65歳以上になった方と60歳から64歳までの方で障害者手帳1級に該当する方が無料接種となっています。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

子供のインフルエンザの予防接種についてですけれども、令和2年度から3年度、4年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、インフルエンザとの同時流行を予防するという意味で国から交付金をいただきまして、インフルエンザの予防接種の助成について補助しておりました。

今年度5月になりまして、感染症の法律の分類が変わりましたので、国からの交付金もなくなり、インフルエンザの予防接種については令和5年度から取りやめとしております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 実は、インフルエンザの予防接種に関しまして、保護者の方から今年度は助成がないのかという声を多数いただきまして、こどもみらい課に行きましてちょっとお伺いしたところ、今の話をいただいて、当時ホームページ等々にその理由の記載がなかったものですから、お願いをしたところ、迅速に対応していただきました。大変感謝しております。

このインフルエンザの予防接種に関しては、自治体によってかなり判断が分かれておりまして、65歳以上の高齢者に関しては定期接種となっておりまして、任意接種の反対、助成があっても無料で受けられます。高齢者ですとやっぱりインフルエンザだと致死率というか、重症化する率も高いので定期接種になっているわけですけれども、子供に関してはあくまでも任意接種ということで、補助している自治体もあればしないという判断をしている自治体もあって、それはちょっと自治体によるのですけれども、二、三年間コロナ禍の間に補助をしていただいたということで、その間に出産をさせていただき引越してしてきた人、私も含めてですけれども、補助をしてもらうというのが当然だと思ってしまっていた保護者もいて、今年はないのかというのでかなりがっかりはされているようです。

これを新型コロナウイルス感染症が蔓延したこの3年間の間に同時流行を防ぐためということで私も承知はしているのですけれども、やはり保護者からの助成をしてほしいという声はあるものですから、町として助成をするお考えというのはないのか、もし町長、お考え固まったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

インフルエンザについては、いわゆる学級閉鎖とかそういったものは大体収束しているみたいであります。完全にもう感染者がないのかというと、あるいはまたあるかもしれません。だけれども、子供についてはあまり重症化しないということもあります。その辺の実態を見ながら、今後いろいろ調査をしながら補助をするのかしないのか、判断していきたいと思います。

ワクチンを接種しても、効果が出るまで1カ月ぐらいかかるということでもありますので、今の時点では大体学級閉鎖はないですね。もう終わっています。ですから、いいのかなというふうには思っていますけれども、これがもし、ぼんぼん出てくるようでありますと、当然予算も取っておりませんが、専決とかそういったもので迅速に対応ということになるかと思えます。その辺よく状況を調べながら対応していきたいと思えます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 子育て支援というところを頑張っていたきたい立場からしますと、ほかに行っている子育て支援事業というところに予算が割けなくなってしまうというのは本末転倒だと思っておりますので、一つ個人的な意見なのですが、3年間の間に補助、インフルエンザの予防接種に対して補助をしていただいた期間というのは、子供に関しては予診表を自宅に送っていただいて、それを記入して自分で医療機関の予約をして、その予診表を持っていくと会計なしでそのまま接種して帰れるよという形だったのですけれども、これはもともと打ちたかった人にとってはお会計なしで帰れるので大変ありがたいのですけれども、なかなか打とうかな、どうしようかなと迷っていた人が、予診表が手元に来るとじゃあ受けておこう、お金かからないしと思う場合もやっぱりあると思います。なので、このやり方といのは今後要検討していかなければいけないかなと個人的には思うのですけれども、町としてどこまで支援できるのかというのを町長おっしゃったように精査した上で、来年度以降、検討していただきたいと思えますので、今後もよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 関連ですけれども、私も父兄の方々から結構そういった要望がありましたので、町長としてもその決断というものをしっかりしていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 27ページの7目経営所得安定対策直接支払推進事業費において、この中の区分が18です。負担金補助金、その中の畑地化促進事業費補助金、この

中身を少し詳細に伝えてくれますか。

それから、もう一つは、先般、町長がNHKのテレビに出て、トウモロコシのこれからの推進について語っておいりましたけれども、それはそれで結構なのですけれども、私が一般質問で述べたアレチウリ、あれとちょっと関連するので懸念を抱いていました。

もしも畑地化した場合、あの特定外来作物がその中に混じってしまうと、多分1回で除草できないので、つるに絡まって途中で中耕管理なんてできませんので、多分子実化はできないのではないかな。

それからもう一つ、トウモロコシに関しては、幸いにしてあの日台風は来なかったです。台風が来ると多分なぎ倒されて、一旦トウモロコシが寝てしまうと、子実化がどういう形になるのかその辺も懸念もあったのです。ですから、その辺についてはアレチウリに対してはあまり農業委員会は危機感を抱いていないような感触を私は持ちました。

ですから、まず現場を視察したほうが結構ですよ、農業委員自らが。そして、こうなりますよというのを肌で感じて、そして改めて将来発生する貸借関係において、貸す側借りる側がこういう問題を抱えて返すのだと、それから、返されたほうは改めてこういう問題を抱えているのだけれども、これでもいいですかと、その辺の明確な捉え方ははっきりしていないと、トラブルになりますよと私は申し上げたつもりなのですけれども、案外この間の答弁では農業委員会はあまり関係ないやと、貸し借りする人が良かったらという感覚では、私はトラブルが発生しますよということを申し上げたかったのですけれども、以上、改めてその答弁をお願いします。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

まず、この畑地化促進事業費補助金でございますが、国で採択するというものになってございまして、内容といたしましては、土地改良区にこの交付金が交付されるということになってございます。

対象となっているのは、荒屋平土地改良区1件と天間林土地改良区の二つの改良区が対象となってございまして、いわゆるその改良区からその農地を除外するという部分の補助金でございます。2種類ございまして、荒屋平は地区除外の決済金ということで、天間林改良区は畑地化協力金といって、また取扱いが変わってございまして単価も低いということになってございます。今回これが採択になったということで、それぞれの土地改良区に交付されるものということでございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

先日会長が回答したとおり、貸し借りについては、貸し主・借り主の間で条件については合意してもらって、それで申請していただくと、その中に農業委員会が何か条件をつけるとかということとはできないのです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） アレチウリのことですが、農業委員会は何も考えていないようだという御指摘でしたが、まず、工藤議員の質問を受けまして、私どもでは即急にその資料をそろえて次の総会まで間に合えば、その中で議論して、対策をどうするかということをやるとの予定でおりますので、決して捨てておいたのではないということをご理解願いたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 2日たった前向きになって。大変ありがたい。実は私も何回もしゃべるけれども、現場見て、これは大変だなと。特に、今、規模を拡大して畑地化したり畑を借りて大豆をやったり、その人に対して本当に気をつけろよと、特に天間林地区にはまだ来ていないというのだから、誰が一番最初に持つていくのよと、ここまで言って、はやる前にとにかく皆さんにお知らせして、極力もう増やさないという形で望んだつもりなのですけれども、改めて前向きに検討するというところで、非常に良かったなと思っています。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 23ページの3目の秋祭りの7節の報償費に関連して、秋祭りを運行するに当たって、昔であれば3役ってあった。藤娘、花担ぎっていったけれども、それから拍子木、それから紙というのかジャガラ、これ3役ってやったの。今、野々上のほうでは何年かやったけれども、でも、かなり経費がかかるのです。だけれども、せっかくこうやって、山車の数も少なくなっているのもあるし、子供の数も少ないのもあるので、だけれども何らかの形で一町内でもいいし、どこか、この前田嶋さんにもお話したのですけれども、もし、どこかの町内でも補助するか、そうできなかつたら、一番先に神明さまが歩くのかな、それから、その次に山車が歩く、その一番最初に歩く山車、どうせ2日間だから、一日目は一番が歩いて、その次にやる時は一番最後尾が前に来るわけ。せっかくある、これが本来の各町内やれつたら、これは難しいと思う。とすれば、行政でその分予算をつけて、これ観光協会と話しなければならぬと思うのだけれども、それに関しては本来のあるべき姿は残しておくべきではないのか。どんなものでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

三上議員おっしゃるとおり、今年度のお祭りを見ますと、各町内会先ほど言った3役、そういった方々が一緒に歩いて運行している町内会というのはほとんどなかったと思います。そういった方々を配置できるのであれば、何か町で、または観光協会、実行委員会で補助できないかという御質問かと思いますが、そちらは祭りの実行委員会または観光協会、また町観光課としまして協議して、どのような形でできるのか協議してまいりたいと思います。

また、お祭りが終わった後、各町内会からどのような支援がほしいですかというアンケートも取りました。こちらとしては太鼓の補修ですとか山車の補修、そういったものに補助金がほしいといった回答もあるのかなと思いましたが、実際ちょっとそういうところはございませんでしたので、また三上議員がおっしゃった3役の部分については、関係部署で協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） やれと言ったって、これはなかなか経費の部分もあるのです。経費の部分もあるけれども、一番の問題が子供の数が少ないということだ。だからできなくなっている。おらほうにもちゃんと一式あるのです。だから、経費はかかるのだけれどもそうやったってこれをやれる町内とやれない町内が出てくるから、とすれば、私の言っているのは本来ならのあるべき姿の、本当はこういう祭りなのだよという形であれば、さっきも言ったとおり、神明さまの後につく一番最初の山車のところに、行政なのか観光協会なのかどこだか分からないよ、でも、そこを町でやればいいのです。町内は関係なく、一番最初につけてくださいという形で、それが一番手っ取り早いみたいな気がするのだけれども、これをやれと言ったってやれる町内やれない町内出てくるから、金があったって子供がいなければ着る人がいない。昔この藤娘になりたいなりたいって結構みんなして競争して、私になりたい私になりたいって言ったものなのだよ。今でもだれもやる人がいない。だから、その辺のところはやっぱり検討してみてください。答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、23ページ8款1項1目土木総務費から29ページ13款1項6目水道事業会計繰出金まで発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 10款の教育費のところ、28ページ。労働保険に関連して、体育館その辺ですが、実はスポーツ協会が10年前に否定されて、指定管理を、それからもう10年たちました。そのときに町と一緒に話し合いをして、どういうふうにしていけばいいのかを話しましたけれども、この法人の中には事業を処遇するため、定款

の中に事務局を置いて、事務局長の職員を置くところなのです。これは県にも出しています。また県の監査も受け、町の監査も受けていますが、スポーツ協会は、ただ、この前役員会を開いているいろいろ話をして、ああ10年たったから、そろそろもう1回言ったほうがいいのではないですかとしゃべったから、それで一番なのが職員が、前だと給料が安かったので、もう3人か4人勤めてきたのだけれども辞めているのです。

結局、普通の社団法人とかバラとか観光協会と比べると、全く給料が違うのです。

ですから、そういうので、私は何も今すぐやれとかではなく、体育館も4月にオープンしますので、その4月まで、また国体に向けてちゃんとした身分の職員を置いてほしいと。方々では会計年度任用職員でやるというけれども、補助金の関係とかいろいろな職員を守るシステムがちょっと違うので、できればスポーツのほうにも町長に目を向けていただいて、もう1回、だから私、先般も私が会長でいて指定管理したくないというので否決食らっていますから、もしそれであれば私いつでも辞めますとこの前も言っていますので。皆さんが反対すれば私やつてられないから、だから、そういう意味で今あと3年もすれば国民スポーツ大会も来ますので、何としてもそういう体制を万全として、やっぱりより良い体育施設にしてほしいということを要望しておきます。

3月の議会でちゃんとした答弁をもらいますから、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 答弁は要りませんか。

ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 24ページです。8款土木費の中の17、凍結防止剤積込機購入、これは何か想像つくのですけれども、どういう機械ですか。多分ぐるぐる回って自動で落ちるような形と思うのですけれども、そういうものですか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、2トン、4トン等への積み込み用の積載機材でございます。内容については、今、議員がおっしゃたようなスタイルでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） これ関連質問で。

先ほど田島議員から指摘された中で、ローズカントリーの件がこの間休憩の中で農林課長からということで、来年度から某指定管理団体に行くということなのですけれども、私実は充て職として理事を拝借していたのですけれども、その中で一番懸念を抱い

たのが職員の処遇です。解散するのだけれども、二十数年勤めて世の中情勢が変わって、こういう形になるからそれでいい悪いの判断をしてくれという中で、働いている方にとっては大変重要な転換点になるわけです。会社がなくなる、新しい会社に行かなければならない。その中で、当然処遇等が変わるわけです。重要な判断をしなければなりません。もしもそれに沿わない場合は結局新しい職を見つけることになるのですけれども、振り返れば、ローズカントリーの件については福士町長が補助金を導入してやって、最終的に、私としてはあまりいい事業ではなかったかなとは振り返ってみると思うのですけれども、正直言ってそうなのです。最終的に指定管理のほうへ移って、何とかこれから維持していくという形になるのですけれども、多分、町長としても苦渋の決断をして、そういう方向にやらざるを得ないという形になると思うのですけれども、そこで先ほど申し上げた職員の処遇・待遇について、せっかく町の導入した事業の中で採用されて、少し低い待遇でも一生懸命やってきたと、時代の変化の中で条件は私、退職後は聞いていませんけれども、多分納得したという話になっていると思うのだけれども、実際は腹に据えかねたものがあると思うのですけれども、その辺町長はどう考えていますか。一生懸命二十何年働いてきて、今こういう時期を迎えて、仕方がないのだというように形で物事を捉えているのですか。どうなのですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） ローズカントリーのバラの事業については、バブル真っ盛りの頃、もうあれはほとんど終わるところです。要はスタートしたら、残念ながらああいうのはもうあまり需用がなくなってきていると、値段が下がった。非常にその間ずっとビニールの張り替えだとか水耕の導入だとか、皆さんの御協力を得ながらやってきました。それもほぼ限界に来たということで、いわゆる貸出をしたりと別な形でこれから運営をしていくということになります。

職員の関係ですけれども、聞いているのは給与が少し違うということです。一気に今までそれで良かれと思って、しかも一生懸命やってこられたという人については、いきなりどんと下がるというのはそれぞれやっぱりちょうどよい年でお金もかかる年頃みたいでありますから、そこはよく聞き取りをして、今度は南部縦貫の社員ということになるという方向ですけれども、そこらあたりの調整は、これは何らかやっぱりしていかなければならない。一気に下げるわけにはいかないというふうに思っていますので、その辺は十分認識をしております。そういう方向で進めていきたいと思えます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） あの当時のことを振り返れば、私、議員職でしたから、あの事業は町にとってあまりいい結果を残さないなという感覚的なものがありました。その後温泉を掘って駄目で、カントリー事業をやるということを進めて、亡くなった方を悪くしゃべるつもりはないのですけれども、結果的に負の遺産的なものは後処理として二十数年続いてきたなという感触はあります。

そこで職員の処遇・待遇というのは、多分、私給与体系なんか見たことないし聞いてもいないですけども、かなり下がるのではないですか。

そして、もう一つは、指定管理に2年間はそういう形になると、その後どうするのだというその後の構想も見えないみたいですので、当然50代の働き盛りの人間ですから、不安は隠せないと思うのです。

それから、もう一つは、彼らがお三方、アルバイトも含めて4人、仮にできなくなったら崩壊しますよね、バラの管理から何から。そういうことを踏まえてもう少し、この間の農林課長の報告ですと、納得したという形で我々に説明したのですが、本当に心から納得したのかなという懸念は抱いているのです。だから処遇・待遇の改善については、もう少し心を砕いて、ある程度やっぱり生活できるような形を見てくれて、それから南部縦貫の話が出ましたけれども、南部縦貫に行った場合、あえて利益が出るような、あれが出てくると、一体何のためにそういう形を取ったのよと、逆に彼らの経費が安くして浮いた分が会計の中で南部縦貫の経理が良くなったなんていうことになったら、やぶ蛇ではないかなと思う部分もあるわけです。

だから、もしも決定されたということであっても、もう少し再考する部分があったら、もう一度チャンスぐらい与えて、お互い意見交換をして、より良い形で収まってくればなという思いは抱いて、こういうお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 答弁は。

○8番（工藤 章君） 答弁はいいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 21ページから農業振興費に関連して、前にも話したことはあるのですが、あそこに農産物加工センターがありますよね。その形の中で、ある人が使っていると、みなさか使っていると、あそこの主たる目的は何ですか。何のためにそこはあるのですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

あの施設については、加工または道の駅に加工物を販売するための試験的に加工して作るという部分の施設でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） とするならば、それを超えた場合、例えば、企業的に、町も加工業をやっていますけれども、そういうふうにして使う場所ではないでしょう。試験的にやるのはいいいというのは、これ前にも話、そういう取り決めしました。けれども、あの道の駅以外によそにも売っても、それでもまだあそこでやる、自分が利益のためにというけれども、役場の施設をそのまま使って作るのをおかしくないですか。その

辺はどういうふうを考えてもっていくのですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

利益追求型の使用している方ということになりますと、町のほうとしてはその方には違う、国のほうのいろいろな事業を使っただいて、独り立ちしていただいてという部分で、今後自分でやれるような体制を示していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） ぜひそういうふうにしてもらいたいと思います。ただ、何回か、猶予期間も結構あったはずですが。本人にこの話したこともありますし、それでも確かにこの新商品開発するためにあそこはいいのです、それは。でも試験的にやって、それから今度はある程度自分が道の駅以外でも売っているのですから、となれば、当然としてそれやらないと、税金であそこ賄っているわけですから、なんだかおかしい話になるわけでしょう。よろしくお願いします。答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の13番議員の質問に関して、別に反旗を翻すつもりはないのですけれども、私はその当時、中の決算を見ていて、実際、某議員が利用している活動の中の施設の利用率は七、八割ぐらいいっていると思う。その方を、ではそういう形で仮に利用しなくなった場合、あとの2割か何ぼで運営といえ、かなり利用料が減少します。だからそういう苦しい面があります。その分どういう形で補えるか、新しい人が待っているのか、あるいはまた開拓できるのかということそれも定かではない。だから、帯に短したすきに長しで、非常に苦しい部分は私、13番議員からもその話は聞いていたのですけれども、実際は現実はそのようなのです。

だから、その辺も合わせてこれから考えていかないと、そう簡単に是非をつけられる部分ではないなと思っていますので、参考になるかならないか、その辺を含めてお考えいただきたいなと思っています。

○議長（附田俊仁君） 答弁を求めますか。

○8番（工藤 章君） 要らないです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

15番議員。

○15番（岡村茂雄君） ちょっと補正に出ていないものですから、実は今、近々副町長が任期満了ということになるということを知りました。ただ、今回その人事案件については提案されていないようなのですけれども、皆さん御承知のとおり、町長は今、県の町村会長になられまして、本当に激務で、座っている暇もないくらい忙しいと思いますけれども、ここで副町長を空白にするということは、かなり支障が出ると思いますので、今回提案されなかったのですけれども、もう近々臨時議会とかを開催してやっていく

つもりなのかどうか、その辺の考え方を聞かせていただけませんかでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 町長答弁。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、任期満了ということで、高坂副町長退任ということになります。もちろん今回提案しておりません。当然激務といえば激務ですけども、老体にむち打って、当面1人でやっていくということにしますが、条件が整えばまた提案ということにもなるかと思えます。そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時01分

○議長（附田俊仁君） それでは、休憩を取消し、会議を開きます。

○日程第18 議案第90号

○議長（附田俊仁君） 日程第18 議案第90号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第91号

○議長(附田俊仁君) 日程第19 議案第91号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第92号

○議長(附田俊仁君) 日程第20 議案第92号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第93号

○議長(附田俊仁君) 日程第21 議案第93号令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第94号

○議長(附田俊仁君) 日程第22 議案第94号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第95号

○議長(附田俊仁君) 日程第23 議案第95号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第96号

○議長(附田俊仁君) 日程第24 議案第96号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 委員会報告書について

○議長(附田俊仁君) 日程第25 委員会報告書についてを議題とします。

本件については、令和4年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長の下に提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した町の活性化支援策を図るべきである。

一つ、新たな交通体系や人口減少の抑制、雇用創出を踏まえ、特徴を生かしたまちづくりを視野に、荒熊内地区開発事業の推進を図るべきである。

一つ、再生可能エネルギー導入の課題を調査すべきである。

一つ、一部事務組合の在り方や資質については、効率性と計画性を求めるべきである、の4件。

建設産業常任委員会委員長の報告は、一つ、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した町の経済対策を促進するべきである。

一つ、起業・創業支援と外国人労働者支援を図るべきである。

一つ、地域産業振興のために高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。

一つ、生活路線、上下水道及び生活排水の整備を計画的に推進すべきである。

一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。

一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきである、の6件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した教育・福祉への対

策を推進するべきである。

一つ、縄文遺跡群及び文化財の保存・整備・活用を図るべきである。

一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁等）の強化を図るべきである、の3件。

以上、13件を町当局に要請すべきであるとするものです。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第26 閉会中の継続調査申出書について

○議長（附田俊仁君） 日程第26 閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和6年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申出があります。

本件の申出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり、令和6年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○日程第27 議会改革特別委員会報告

○議長（附田俊仁君） 日程第27 議会改革特別委員会報告についてを議題といたします。

本件につきましては、議会改革特別委員会より報告書が議長の下に提出されております。

委員会報告書は、お手元に配付したとおりです。

本件につきまして、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（昕 清悦君） それでは、御報告申し上げます。

本委員会に付託されておりました議員定数の件については、去る9月4日、11月17日の2回にわたり審議いたしました。

その結果、令和9年4月の次期町議会議員選挙における議員定数については、現状

の定数16名と定数2名削減の二つの意見について採決を行い、賛成多数により現状の定数16名とすることを委員会としての結論といたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） （マイクなし）任期のときには再び行うというのを、委員長報告抜けてるのではないの。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時12分

○議長（附田俊仁君） それでは、休憩を取消し、会議を開きます。

これで、議会改革特別委員長の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時19分

○議長（附田俊仁君） それでは、休憩を取消し、会議を開きます。

○追加日程第1 議案第111号

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

追加議案1件が提出されましたので、本日、議会運営委員会において、追加することと決定いたしました。議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

追加日程第1 追加提出議案の一括上程について、議案第111号工事請負変更契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ外構設備工事）を上程いたします。

町長から、追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございしますので、概要について御説明いたします。

議案第111号工事請負変更契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ外構整備工事に係る工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、1議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○追加日程第1 議案第111号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第1 議案第111号工事請負変更契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ外構整備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） この工事の概要の変更のこれを見ますと、一番のメインは融雪ヒーターの基礎工、それに伴う掘削工事です。まず、この融雪ヒーターはもともとあるわけですが、なぜここで今突然出てきたのか。そこまで融雪してやるにはそれなりの経費がかかると思うのですけれども、価格についてもその辺は調査していると思うのですけれども、幾らぐらいになりますか、維持費。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

この融雪ヒーターの基礎工の増加したことにつきましては、総合アリーナの新築工事側で、建物の工事で外構工事の工区に融雪ヒーターを整備することにしております。この融雪ヒーターの下部に基礎コンクリートを新設するというので、これを外構工事で行うと。融雪ヒーター自体は建物の工事でございますけれども、その下の基礎コンクリートを外構に加えたというものでございます。

また、もう一つの質問の融雪ヒーターの経費といいますか、維持費、どのぐらい電気代がかかるのかということですが、申し訳ございません。この融雪ヒーターに特化した概算電気料という、ここまでの細かい算出は出しておりませんでしたので、申し訳ありません。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 出しておりませんって、出したらいいでしょう。簡単に出来ないの。出来ないって云々ではなくて、出来ないものなの。やれば出るのではないの。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

この融雪ヒーターにも当然電気容量とかそういうのがありますので、計算をすると見込みは出すことができますけれども、大変申し訳ございません、今現在その各設備関係がどれどれが経費かかるのかという細かいところまで積算はしておりませんでしたので、この場で、ではここのヒーターに幾らかかるかというのはちょっとお答えができませんので、申し訳ございませんということです。

- 議長（附田俊仁君） 8番議員。
- 8番（工藤 章君） 出したらいいでしょう、出せないって言って、めんどくさいのかい。
- 議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。
- 休憩 午後 0時25分
- 再開 午後 0時26分
- 議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。
- ほかにごいませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
- これより、討論を行います。
- 討論はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
- これより、本案について採決します。
- 本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
- したがいまして、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

- 議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。
- これをもって、令和5年第4回七戸町議会定例会を閉会します。
- お疲れさまでした。

閉会 午後 0時27分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年12月7日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員